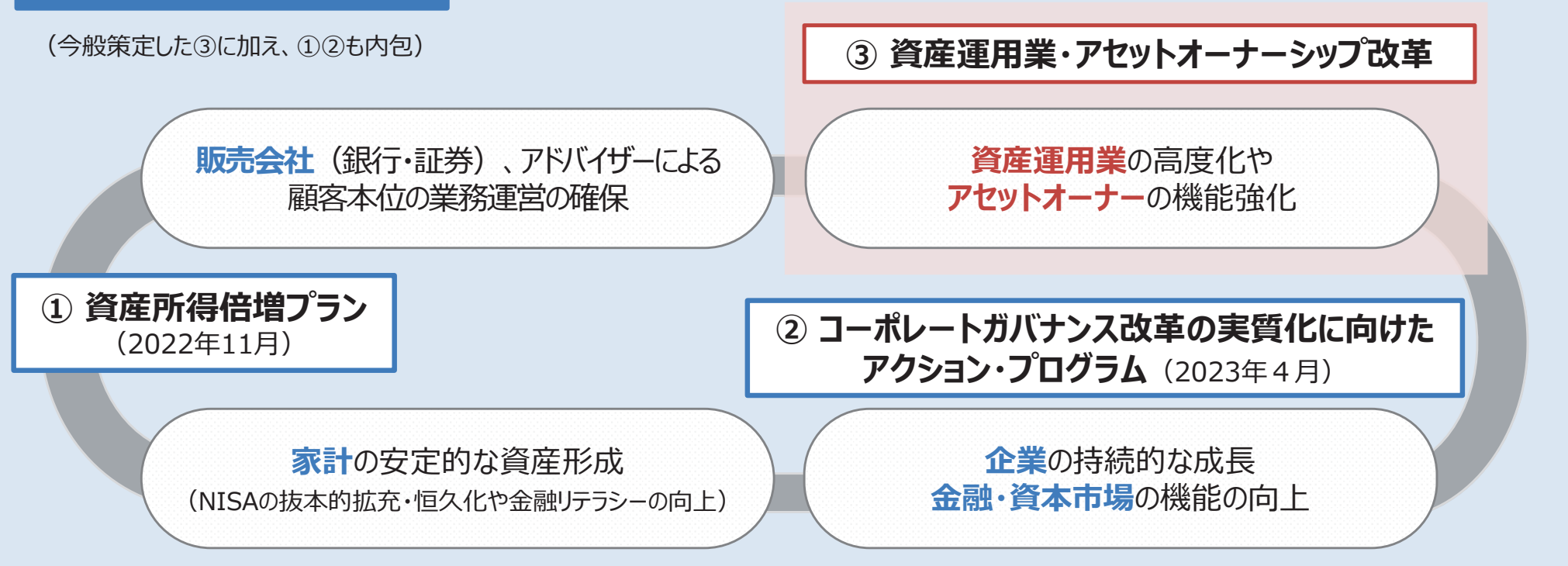


- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- **これまで、①資産所得倍増プランや②コーポレートガバナンス改革等を通じ**、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけ**を行ってきた。引き続き、こうした取組を推進。
- これらの取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピースとして、③家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革**を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

### 資産運用立国実現プラン

(今般策定した③に加え、①②も内包)



# 資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）

## 1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区の創設**
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

## 2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

## 4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、**東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

## 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

# 「金融・資産運用特区」 (案)


- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

## I 国の支援

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援
  - ① 規制緩和・規制特例措置（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
  - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 成長分野（スタートアップ等）に関する支援
  - ① 規制特例措置
  - ② その他の支援

## II 地域の主体的な取組

- 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組み
  - ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
  - ② 行政サービスの充実（英語対応等）
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）の支援

 **主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討**

## 今後の流れ（予定）

令和6年1月～：自治体からの提案を募集。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。  
令和6年夏頃：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。